

富山県衛生研究所研究評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、衛生研究所（以下、「衛研」という。）における研究を効率的に推進し、もって県民の健康増進、科学技術の向上に資するため、富山県立試験研究機関研究評価の実施に係る指針（平成16年4月1日施行。以下「指針」という。）に基づき、衛研における研究評価の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 研究課題や研究状況等について評価を行うため、次の委員会を置く。

内部委員会 衛生研究所長（以下「所長」という。）、次長、総務課長及び各部の部長で組織し、研究課題について評価する。

外部委員会 外部の専門家等で組織し、衛生研究所の重要な研究課題や研究状況等について評価する。

(委員会の責務)

第3条 評価委員会は、客観的かつ公正な立場から評価を行い、適切な助言を与えなければならない。

(評価の方法)

第4条 評価については、次の各号の評価項目について行うものとする。

- (1) 事前評価 新たに行う研究の必要性、適切性等の評価
- (2) 中間評価 研究期間が3年以上の課題について、原則として3年毎に研究の進捗状況、目標達成見込み等の評価
- (3) 事後評価 研究終了時における目標達成度等の評価
- (4) 追跡評価 研究が終了した課題について成果の波及効果、公衆衛生上の貢献度等の評価

(評価の対象)

第5条 内部委員会における評価の対象は、研究員が行う全ての研究課題とする。

2 外部委員会における評価の対象は、次の各号に該当する重要な研究課題とする。

- (1) 県民の生命・安全を守るうえで、重要又は緊急性の高い課題
- (2) 人的、資金的に研究資源を相当量投入する必要がある又は投入した課題
- (3) 県内外の機関と共同して取り組む課題
- (4) その他所長が特に外部評価の必要性を認めた課題

3 内部委員会及び外部委員会における評価の実施時期は、別に定める。

(評価結果の取扱い)

第6条 所長は、評価結果を十分尊重し、研究の実施、継続、中止を決定するとともに、効率的な研究の推進に努めるものとする。

2 評価委員会の評価結果は、原則として公表するものとする。ただし、個人情報又は知的所有権の取得等機密の保持が必要なものは公表しない。

(政策評価との連携)

第7条 内部委員会及び外部委員会において評価された事項については、政策評価に反映させるなど研究評価制度と政策評価制度の連携を図っていくものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、研究評価の実施にあたって必要な細則は、別に定める。

附 則

この要領は、平成15年5月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。